

平成27年度の課税情報

■軽自動車税

納税通知書は、**4月15日に発送予定**です。

東日本大震災により被災した車両および警戒区域内にあった車両でその用途を廃止したものに替わるものとして新たに取得された車両のうち、平成26年4月2日から平成27年4月1日までの間に取得したものについては、申請により平成27年度分の軽自動車税が課税免除となりますのでお早めに申請ください。

これ以外の車両については、通常課税となります。

■町県民税

普通徴収の納税通知書は、**6月15日に発送予定**です。

なお、給与特別徴収の納税通知書は、**5月15日に発送予定**です。

■固定資産税

平成27年度は、3年に一度行われる評価替えの年に当たりますので納税通知書は、**5月15日に発送予定**です。

土地および家屋については、平成24年度以降、広野町全域で2分の1の減額課税措置がとられていましたが、国からの財政措置が受けられなくなったことに伴い、平成27年度においては、町内全域において通常課税となります。なお、津波により甚大な被害を受けた区域のうち、道路、農地などの復旧事業が終了していない地区の土地および家屋については、条例に基づき全額減免となります。

ただし、津波により甚大な被害を受けた区域のうち、現に使用している土地および家屋については、2分の1の減額課税となります。

■国民健康保険税

納税通知書は、**7月16日に発送予定**です。

平成27年度の国民健康保険税の取り扱いについては、P12を参照してください。

■平成27年度の納付について

口座振替については再振替ができないことから振替日前に口座残高を確認してください。

納税貯蓄組合については、組合員の皆さんが避難している状況にあり徴収が難しいことから、前年度に引き続き活動を休止していますのでご了承ください。

■税務証明について

平成27年度の固定資産評価証明については、4月1日から発行が可能となります。また、平成27年度の所得証明および課税証明については、町県民税が特別徴収となっている人は5月15日から、それ以外の人は6月15日から発行が可能となります。

■土地・家屋価格などの縦覧について

平成27年度固定資産税の納税者は、「土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧できます。

日時：平成27年4月1日（水）～6月1日（月） 午前8時30分～午後5時15分

場所：広野町役場税務課

〈町税などの納期〉

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町・県民税			1期 6/30		2期 8/31			3期 11/2	4期 12/28			
固定資産税			1期 6/1	2期 7/31		3期 9/30		4期 11/30				
軽自動車税	全期 4/30											
国民健康保険税				1期 7/31	2期 8/31	3期 9/30		4期 11/2	5期 12/28		7期 2/1	8期 2/29
											9期 3/31	

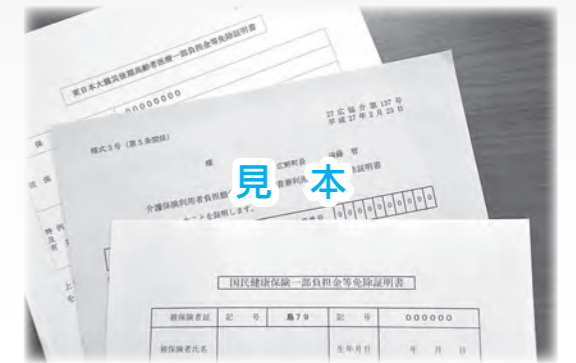
問 税務課 賦課係・収納係 ☎0240-27-4160

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療 医療費一部負担金などの免除措置を継続します

平成27年も、3月1日以降の医療費窓口負担などの免除と、4月1日以降の保険税などの免除が継続になりました。

しかし、国では旧緊急時避難準備区域などにおける※上位所得層の被保険者の窓口負担および保険料（税）の免除について、平成26年10月1日以降は免除措置に対する町への財政支援を終了しているため、上位所得層の平成27年3月1日以降の窓口負担などと、平成27年4月1日以降の保険料税などは、いずれも免除終了となりますのでご理解をお願いいたします。

なお、平成27年8月1日以降については、平成26年分所得額で判定することとなり、免除などの該当世帯へは、7月中に送付します。



■国民健康保険

区分	窓口負担	保険税
所得600万円超 (上位所得層)	免除終了	免除終了
所得600万円以下	免除継続 平成27年7月31日まで	免除継続 平成27年7月分まで

※上位所得層とは、基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

引き続き免除の対象になる国民健康保険の被保険者の免除証明書は、2月下旬までに届出の郵送先へ送付しております。

■介護保険

区分	窓口負担	保険料
合計所得633万円以上 (上位所得層)	免除終了	免除終了
合計所得633万円未満	免除継続 平成27年7月31日まで	免除継続 平成27年7月分まで

※上位所得層とは、合計所得金額が633万円以上の個人

これまで介護サービスご利用の際は、介護保険被保険者証の提示で利用料の自己負担が、免除となっておりますが、平成26年10月1日以降は、「利用者負担免除証明書」の提示が必要となります。免除証明書については、2月下旬までに届出の郵送先へ送付しております。

■後期高齢者医療

区分	窓口負担	保険料
所得600万円超 (上位所得層)	免除終了	免除終了
所得600万円以下	免除継続 平成27年7月31日まで	免除継続 平成27年7月分まで

※上位所得層とは、基礎控除後の総所得金額などを合算した額が、600万円を超える世帯

引き続き免除の対象になる後期高齢者医療の被保険者の免除証明書は、2月下旬までに届出の郵送先へ送付しております。

問 国民健康保険・後期高齢者医療 町民保健課 医療年金係 ☎0240-27-2113
国民健康保険税 税務課 賦課係 ☎0240-27-4160
介護保険 福祉介護課 介護保険係 ☎0240-27-2115